

奈良工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する要項

平成 27 年 4 月 1 日制定

令和 8 年 8 月 12 日改正

(目的)

第 1 条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公的研究費等の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（平成 27 年規則第 121 号、以下「取扱規則」という。）及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。

(管理体制)

第 2 条 取扱規則第 6 条第 3 項に基づき、校長は本校のコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）として、別表のとおり任命する。

(職名の公表)

第 3 条 取扱規則第 7 条に基づき、校長は前条で任命した副責任者の職名を本校ホームページに公表するものとする。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 8 年 8 月 12 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表

部局等	コンプライアンス推進副責任者として指定する職名等
一般教科	一般教科主任
機械工学科	機械工学科主任
電気工学科	電気工学科主任
電子制御工学科	電子制御工学科主任
情報工学科	情報工学科主任
物質化学工学科	物質化学工学科主任
専攻科	専攻科長
教育支援センター	教育支援センター長
学生支援センター	学生支援センター長
産学協働・地域創生研究センター	産学協働・地域創生研究センター長
グローバル教育センター	グローバル教育センター長
広報室	広報室長
教育研究支援室	教育研究支援室長
事務部	事務部長